

## 『日本福祉大学社会福祉論集』刊行内規

1. 主として本学社会福祉学部を中心とした研究成果を発表するものとして『日本福祉大学社会福祉論集』（以下『社会福祉論集』という）を刊行する。
2. 『社会福祉論集』の刊行は、毎年度2回（9月・3月）とする。
3. 『社会福祉論集』に投稿できる者は、原則として本学専任教員とする。客員教員、名誉教授および採用予定教員は、専任教員に準ずる。  
ただし、つぎの場合については編集委員会の判断により投稿を認めることができる。
  - 1) 本学大学院生および大学院研究生で、指導教員の推薦を受け、大学院研究科委員会の承認を受けた場合。
  - 2) 本学非常勤教員で、本務校がなく、本学専任教員の推薦を受けた場合。
  - 3) 本学研究フェロー、嘱託研究員で、本学専任教員の推薦を受けた場合。
  - 4) 学外者で、
    - (1) 本学専任教員と共同執筆している場合。
    - (2) 本学専任教員と共同研究を行っており、その掲載が研究成果発表上、特に必要と考えられる場合。
    - (3) 本学専任教員の著書に対する「書評」の場合。
    - (4) 特別企画を組むなど編集企画上の都合による場合。
    - (5) 元専任教員の場合。
4. 編集委員会は、必要に応じ、学内者および学外者に原稿執筆を依頼することがある。
5. 『社会福祉論集』の編集は、社会福祉学部教授会において選出された編集委員がこれにあたる。
  - 1) 編集委員は3名で構成する。
  - 2) 編集委員長は、委員内より互選する。
  - 3) 編集委員の任期は2年とする。
6. 『社会福祉論集』は冊子発行とともに電子発行され、本学機関リポジトリにおいて「電子媒体（PDF）」で公開を行う。また、同時にCiNii（国立情報学研究所論文ナビゲータ）への登録、医学中央雑誌による「医中誌 Web」への情報提供を行う。公開にあたり必要となる、著者に属する著作権の一部（「複製権」「公衆送信権」、詳細は以下①、②）を参照）の大学への移譲に関する許諾については、投稿申込みの際に確認する。

①対象の論文・記事について電子化すること（複製権：著作権法第21条）

②電子化した論文・記事を，本学機関リポジトリおよびCiNiiにおいて公開すること（公衆送信権：著作権法第23条）

7. この内規の所管課は研究課とする。

8. この内規の改廃は，社会福祉学部教授会を経て行う。

(1974年2月 教授会決定)

(1980年5月 一部改訂)

(1989年12月 一部改訂)

(1992年12月 一部改訂)

(1993年4月 一部改訂)

(1999年4月 一部改訂)

(2009年6月 一部改訂)

(2013年7月11日教授会 一部改訂)

(2015年1月15日教授会 一部改訂)

(2015年7月9日教授会 一部改訂)

(2024年3月14日教授会 一部改訂)